

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">広島市要介護認定等情報提供制度要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>要介護者の心身の状況に応じた最適な介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のため、</u> <u>要介護</u>_____<u>認定に関連する資料</u> <u>を、被保険者本人</u>_____ <u>(以下「本人」という。)</u>、<u>家族その他の関係者に</u> <u>提供することについて、</u> _____ _____ <u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(_____ 提供目的)</p> <p>第2条 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 前条に定める _____ 「介護サービス計画の作成等」とは次の各号に掲げるものとする。 (1) ～ (6) (略)</p>	<p style="text-align: center;">広島市要介護認定等資料提供制度要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき本市が行った</u> <u>要介護・要支援認定に関 する資料</u> (以下「要介護認定等資料」という。) <u>を、当該認定を受けた者（以下「本人」という。)</u>、<u>家族その他の関係者に</u> <u>提供することについて、</u> <u>広島市個人情報保護条例（平成16年3月30日</u> <u>広島市条例第4号）第8条に規定するもののほか、</u> <u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(要介護認定等資料の提供目的)</p> <p>第2条 <u>要介護認定等資料の提供は、次の各号に掲げる者に対し、次の各号</u> <u>に掲げる目的の下において行う。</u></p> <p>(1) <u>第4条各号に規定する者のうち本人の心身の状況に応じた最適な介護</u> <u>サービス計画の作成等を行う者からの第5条に基づく申出に対し、</u> <u>介護保</u> <u>険事業の適切な運営に資することを目的として要介護認定等資料を提供す</u> <u>る。</u></p> <p>(2) <u>第4条第1号、第2号及び第12号に規定する者（以下「本人及び家</u> <u>族等」という。）からの第5条に基づく申出に対し、</u> <u>要介護・要支援認定</u> <u>の手續の透明性を高め、</u> <u>介護保険事業への信頼を確保することを目的とし</u> <u>て要介護認定等資料を提供する。</u></p> <p>2 <u>前項第1号に規定する「介護サービス計画の作成等」とは次の各号に掲</u> <u>げるものとする。</u></p> <p>(1) ～ (6) 現行に同じ</p>

<p>(提供対象資料)</p> <p>第3条 要介護認定等情報の提供は、次に掲げる資料の閲覧及び写しの交付により行うものとする。ただし、第3号の資料については、当該意見書を作成した主治の医師の同意がある場合に限り提供の対象とする。</p> <p>(1) 認定調査票 (概況調査・基本調査・特記事項)</p> <p>(2) 判定結果</p> <p>(3) 主治医意見書 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(提供対象資料)</p> <p>第3条 要介護認定等資料の提供は、次に掲げる資料の閲覧及び写しの交付により行うものとする。 _____</p> <p>_____</p> <p>(1) 認定調査票 (概況調査・基本調査・特記事項)</p> <p>(2) 判定結果</p> <p>(3) 主治医意見書 (以下「意見書」という。)</p> <p>(4) 広島市介護認定審査会の議事要旨 (本人に係る部分に限る。)</p> <p>2 前項第3号に規定する意見書については、第4条第3号から第11号までに規定する者 (以下「事業者」という。) が第5条に基づき申出を行う場合は、当該意見書を作成した主治の医師の同意がある場合に限り提供する。この場合において、当該医師の同意は、当該意見書における同意欄等において確認する。</p> <p>3 第1項第4号に規定する資料については、本人及び家族等が第5条に基づき申出を行う場合に限り提供する。</p>
<p>(_____ 提供対象者)</p> <p>第4条 前条による _____ 資料の提供は、次の各号に掲げる者からの申出に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) ~ (10) (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(要介護認定等資料の提供対象者)</p> <p>第4条 前条による要介護認定等資料の提供は、次の各号に掲げる者からの申出に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) ~ (10) 現行に同じ</p> <p>(11) 第2条第2項第4号に規定する判定を行うために要介護認定等資料の提供を必要とする指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者</p>
<p>(11) 成年被後見人の法定代理人</p>	<p>(12) 成年被後見人の法定代理人</p>
<p>(申請の手続)</p> <p>第5条 前条による _____ 申出を行おうとする者 (以下「申出者」という。) は、要介護認定等資料提供申出書 (本人同意書) (別記様式。以下単に「申出書」という。) の申出者欄、被保険者欄及び提供資料欄を記載した後、本人同意欄に申出者との続柄を証するとともに当該資料を本市が提供</p>	<p>(申出の手続)</p> <p>第5条 前条に規定する申出を行おうとする者 (以下「申出者」という。) は、次の各号に掲げるいずれかの申出書を本人が住所を有する区の福祉課長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申出者が本人及び家族等である場合</p>

<p>_____ _____</p> <p>2 申出者は、前項の記載を行い本人の同意を受けた申出書を、本人が住所を有する区の福祉課長に提出しなければならない。</p> <p>_____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>3 申出者は、前項の _____ 申出を行う場合においては、自己が前条各号に規定する者であることを証する書類で別に定めるものを提示しなければならない。</p> <p>(_____ 資料の提供)</p> <p>第6条 前条による _____ 申出を受けた福祉課長は、第3項に該当する場合又はその場で _____ 資料の提供ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに申出に係る資料を閲覧させ、又は写しを交付するものとする。</p> <p>2 前項により交付する写しの部数は、同一の申出者につき1部に限るものとする。</p> <p>3 第1項 _____ の資料の提供は、当該資料に係る本人</p>	<p><u>要介護認定等資料提供申出書（本人・家族用）（様式第1号）</u></p> <p>(2) 申出者が事業者である場合</p> <p><u>要介護認定等資料提供申出書（事業者用）（様式第2号）</u></p> <p>2 申出者が第4条第2号から第12号までに規定する者である場合にあっては、次の各号に掲げる場合を除き、申出書の本人同意欄において、要介護認定等資料を本市が申出者に対し提供することについて本人の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 本人が介護保険要介護認定・要支援認定申請書（以下「認定申請書」という。）の同意欄において、事業者に対し第3条第1項第1号から第3号までに規定する資料を提供することについて同意している場合</p> <p>(2) 本人から申出者に対する委任状がある場合</p> <p>(3) 契約書等で個人情報の提供に係る本人の同意を得ている場合</p> <p>3 前項に定める場合において、本人が身体上の理由等により申出書の本人同意欄に氏名を記載できない場合については、代筆者が本人の同意を得た上で本人の氏名を代筆し、本人による記載に準ずるものとして取り扱うことができる。この場合において、代筆者は、申出書に代筆者の氏名及び本人との関係を記入しなければならない。</p> <p>4 申出者は、第1項に規定する申出を行う場合においては、自己が前条各号に規定する者であることを証する書類で別に定めるものを提示しなければならない。</p> <p>(要介護認定等資料の提供)</p> <p>第6条 前条に基づく申出を受けた福祉課長は、第3項に該当する場合又はその場で要介護認定等資料の提供ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに申出に係る資料を閲覧させ、又は写しを交付するものとする。</p> <p>2 前項により交付する写しの部数は、同一の申出者につき1部に限るものとする。</p> <p>3 第1項に規定する要介護認定等資料の提供は、本人の要介護・要支援認</p>
---	--

<p><u>の要介護認定等について、広島市介護認定審査会の審査判定が終了するまでの間にあっては、これを行うことができない。</u></p> <p>4 <u>資料の閲覧及び写しの交付に係る手数料は、無料とする。</u></p>	<p><u>定申請に係る</u> <u>広島市介護認定審査会の審査判定が終了するまでの間にあっては、これを行うことができない。</u></p> <p>4 <u>要介護認定等資料の閲覧及び写しの交付に係る手数料は、無料とする。</u></p> <p>5 <u>要介護認定等資料の写しの交付の場合は、郵送によることもできるものとする。</u></p> <p><u>(要介護認定等資料の提供の制限)</u></p> <p><u>第7条 第5条に基づく申出が次の各号に該当すると認められるときは、福祉課長は要介護認定等資料の提供を行ってはならない。</u></p> <p><u>(1) 第2条第1項に規定する目的以外に使用すると認められるとき</u></p> <p><u>(2) 要介護認定等資料の提供を行うことにより、本人の生命、身体、健康、財産等の保護又は市民生活の安全の確保に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき</u></p> <p><u>なお、この場合において、該当部分をマスクングする等一部内容を制限して提供することはできる。この場合の判断は、第5条に基づく申出を受けた福祉課長が行う。</u></p>
<p><u>(</u> <u>提供を受けた者の遵守事項</u><u>)</u></p> <p><u>第7条 本要綱に基づいて</u> <u>資料の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 提供を受けた</u> <u>資料に係る本人の情報（以下「本人情報」という。）又は本人の親族の情報（以下「親族情報」という。）を本人の介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営以外の目的に使用しないこと。</u></p> <p><u>(2) 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせたり若しくは提供しないこと、又は親族情報を当該親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせたり若しくは提供しないこと。</u></p> <p><u>(3) </u> <u>資料の提供を受けた第4条第3号、第4号又は第5号に規定する者の職員その他の従業者又は職員その他の従業者であった者</u></p>	<p><u>(要介護認定等資料の提供を受けた者の遵守事項)</u></p> <p><u>第8条 本要綱に基づいて要介護認定等資料の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 提供を受けた要介護認定等資料に係る本人の情報（以下「本人情報」という。）又は本人の親族の情報（以下「親族情報」という。）を第2条第1項に規定する目的以外</u> <u>に使用しないこと。</u></p> <p><u>(2) 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせたり若しくは提供しないこと、又は親族情報を当該親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせたり若しくは提供しないこと。</u></p> <p><u>(3) 要介護認定等資料の提供を受けた事業者</u> <u>の職員その他の従業者又は職員その他の従業者であった者</u></p>

<p>が，前2号に掲げる行為を行わないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(4) 本人の同意を得ることなく，提供を受けた_____資料を介護サービス計画作成等介護保険事業の適切な運営以外の目的で複写しないこと。</p> <p>(5) ～ (7) (略)</p> <p>(遵守事項違反に対する措置)</p> <p>第8条 本要綱に基づいて_____資料の提供を受けた者が前条第1項各号に規定する事項を遵守しなかった場合は，第6条第1項_____の規定にかかわらず，それ以降の<u>情報提供制度</u>_____による_____資料の提供を行わないことができる。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(委任)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか，<u>情報提供制度</u>の実施について必要な事項は，健康福祉局長が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は，平成11年10月1日から実施する。</p> <p>附 則 この要綱は，平成14年4月1日から実施する。</p> <p>附 則 この要綱は，平成15年4月1日から実施する。</p>	<p>が，前2号に掲げる行為を行わないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(4) 本人の同意を得ることなく，提供を受けた<u>要介護認定等資料</u>を第2条第1項に規定する目的以外_____で複写しないこと。</p> <p>(5) ～ (7) 現行に同じ</p> <p>(遵守事項違反に対する措置)</p> <p>第9条 本要綱に基づいて<u>要介護認定等資料</u>の提供を受けた者が前条_____各号に規定する事項を遵守しなかった場合は，第6条第1項及び第7条第2号の規定にかかわらず，それ以降の第5条に基づく申出については本要綱_____による<u>要介護認定等資料</u>の提供を行わないことができる。</p> <p>(地域包括支援センターへの情報提供の特例)</p> <p>第10条 地域包括支援センターと契約している要支援者が要介護・要支援認定申請を行った結果，要介護と認定された場合で，本人の認定申請書等の同意欄において事業者に対し第3条第1項第1号から第3号までに規定する資料を提供することに係る本人の同意があるときは，本市は当該地域包括支援センターに対し，要介護・要支援認定の判定結果及び当該認定の有効期間に係る情報に限り提供できるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか，<u>本要綱</u>の実施について必要な事項は，健康福祉局長が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は，平成11年10月1日から実施する。</p> <p>附 則 この要綱は，平成14年4月1日から実施する。</p> <p>附 則 この要綱は，平成15年4月1日から実施する。</p>
--	---

附 則

この要綱は、平成17年6月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

———

附 則

この要綱は、平成17年6月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

申請者が提供対象者であることを証する書類について

(略)

1 第4条第1号関係

本人確認のため下記の(1)又は(2)の書類の提示が必要

(1) 次のいずれか一つの書類

- ① 運転免許証
- ② 旅券

- ③ 船員手帳
- ④ 海技免状

- ⑤ 猟銃・空気銃所持許可証
- ⑥ 戦傷病者手帳
- ⑦ 宅地建物取引主任者証
- ⑧ 電気工事士免状
- ⑨ 無線従事者免許証

- ⑩ 身体障害者手帳
- ⑪ 療育手帳
- ⑫ 写真付き精神保健福祉手帳
- ⑬ 写真付き住民基本台帳カード

申出者が提供対象者であることを証する書類について

(略) 現行に同じ

1 第4条第1号関係

申出者の本人確認のため下記の(1)又は(2)の書類の提示が必要

(1) 次のいずれか一つの書類

- ① 運転免許証
- ② 旅券
- ③ 住民基本台帳カード(写真付きのもの)
- ④ 個人番号カード(マイナンバーカード)
- ⑤ 船員手帳
- ⑥ 海技免状
- ⑦ 小型船舶操縦免許証
- ⑧ 狩猟・空気銃所持許可証
- ⑨ 戦傷病者手帳
- ⑩ 宅地建物取引主任者証(宅地建物取引士証)
- ⑪ 電気工事士免状
- ⑫ 無線従事者免許証
- ⑬ 認定電気工事従事者認定証
- ⑭ 特種電気工事資格者認定証
- ⑮ 耐空検査員の証
- ⑯ 航空従事者技能証明書
- ⑰ 運航管理者技能検定合格証明書
- ⑱ 動力車操縦者運転免許証
- ⑲ 教習資格認定証
- ⑳ 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
- ㉑ 身体障害者手帳
- ㉒ 療育手帳
- ㉓ 精神障害者保健福祉手帳(写真付きのもの)

⑭ 在留カード又は特別永住者証明書

⑮ 個人番号カード

⑯ その他国又は地方公共団体の機関が発行した写真のはり付けられた
身分証明書又は資格証明書

(2) 次のいずれか二つの書類

① 健康保険又は船員保険の被保険者証

② 共済組合員証

③ 国民年金手帳又は厚生年金手帳

④ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書

⑤ 共済年金又は恩給等の証書

⑥ 毒物劇物販売業登録票

⑦ 選挙人名簿登録証明書

⑧ 郵便投票証明書

⑨ その他法令等の規定により交付された書類で通常本人以外の者が
所持していることがないと認められる物

⑩ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校が発行した
写真のはり付けられた身分証明書又は在学証明書

⑪ 勤務先が発行した写真の貼り付けられた身分証明書

⑳ 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）

㉑ 一時庇護許可書

㉒ 仮滞在許可書

㉓ 在留カード又は特別永住者証明書

㉔ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書又は資格証明書
で写真が貼付されたもの

㉕ 介護支援専門員証

(2) 次のいずれか二つの書類

① 国民健康保険又は船員保険の被保険者証

② 共済組合員証

③ 国民年金手帳又は厚生年金手帳

④ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書

⑤ 共済年金又は恩給の証書

⑥ 住民基本台帳カード（写真なしのもの）

⑦ 精神障害者保健福祉手帳（写真なしのもの）

⑧ 生活保護受給者証

⑨ 被爆者健康手帳

⑩ 児童扶養手当証書

⑪ 特別児童扶養手当証書

⑫ ひとり親家庭等医療費受給者証

⑬ 毒物劇物販売業登録票

⑭ 選挙人名簿登録証明書（船員）

⑮ 郵便等投票証明書

⑯ その他法令等の規定により交付された書類で通常本人以外の者が
所持することがないと認められる物

⑰ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校が発行した
写真の貼り付けられた身分証明書又は在学証明書

⑱ 法人が発行した写真の貼り付けられた身分証明書（国又は地方）

<p>⑫ <u>本市の職員による本人であることの証明書</u> _____</p> <p>2 第4条第2号関係</p> <p>(1) _____上記1(1)又は(2)の書類</p> <p>(2) _____本人との続柄を証する_____書類(次のいずれか一つが必要)</p> <p>① 保険証(本人との続柄が示されているもの)</p> <p>② 住民票の写し</p> <p>③ 戸籍謄本</p> <p>④ その他国又は地方公共団体の機関が発行した本人との続柄が示されている書類</p> <p>3 第4条第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号関係</p> <p>(1) 本人と事業者との間で結ばれている当該契約書若しくは重要事項説明書又はその写し</p> <p>(2) 上記1(1)又は(2)の書類</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>公共団体の機関が発行したものを除く。)</u></p> <p>⑬ <u>本市の職員による本人であることの証明書</u></p> <p>⑭ <u>介護保険被保険者証</u></p> <p>2 第4条第2号関係</p> <p>(1) <u>申出者の本人確認のため上記1(1)又は(2)の書類の提示が必要</u></p> <p>(2) <u>申出者と本人との関係の確認のため、本人との続柄を証する次のいずれか一つの書類の提示が必要</u></p> <p>① 保険証_____</p> <p>② 住民票_____</p> <p>③ 戸籍謄本</p> <p>④ その他国又は地方公共団体の機関が発行した_____書類</p> <p>3 第4条第3号から第11号まで _____関係</p> <p>(1) <u>申出者の本人確認のため上記1(1)又は(2)の書類の提示が必要</u></p> <p>(2) <u>本人と事業者の関係確認のため、下記の書類の提示が必要</u></p> <p>ア <u>下記イ及びウを除く事業者</u> <u>本人と事業者との間で結ばれている契約書若しくは重要事項説明書</u> <u>又はその写し</u></p> <p>イ <u>第4条第11号に規定する特例入所対象者等の判定を予定している</u> <u>指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設</u> <u>入所申込書等</u></p> <p>ウ <u>第4条第7号及び第8号において、介護予防支援又は介護予防ケア</u> <u>マネジメントの提供に係る委託を受けた指定居宅介護支援事業者</u> <u>下記の①及び②に掲げる書類</u></p> <p>① <u>本人と指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センター設置者</u> <u>との間で結ばれている当該契約書若しくは重要事項説明書又はその</u></p>
---	--

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 本人の介護予防サービス計画の作成について指定介護予防支援事業者から委託を受けたことを証する書類</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) 本人の介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成について地域包括支援センター設置者から委託を受けたことを証する書類</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(5) 本人と契約を結んでいる事業者又は本人と契約を結んでいる指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センター設置者から委託を受けた事業者の従業員等であることを証する書類（事業者が発行した身分証明書、事業者の代表者が証する従業者であることの証明書等）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>写し</p> <p>② 本人の介護予防サービス計画の作成について指定介護予防支援事業者から委託を受けたことを証する書類又は本人の介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成について地域包括支援センター設置者から委託を受けたことを証する書類</p> <p>(3) 本人と契約を結んでいる事業者又は本人と契約を結んでいる指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センター設置者から委託を受けた指定居宅介護支援事業者の従業員等であることを確認するため、下記のいずれかの書類の提示が必要</p> <p>① 事業者が発行した身分証明書</p> <p>② 事業者の代表者が証する従業者であることの証明書等</p> <p>(4) 上記（2）については、「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（小規模多機能型居宅介護・複合型サービス事業者用を含む）」、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（地域包括支援センター用、介護予防小規模多機能型居宅介護事業者用）」が、第5条に基づく申出を行う区の福祉課に対し提出されている場合は省略することができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>4 第4条第12号関係</p> <p>(1) 申出者の本人確認のため上記1（1）又は（2）の書類の提示が必要</p> <p>(2) 本人が成年被後見人であることを証明する書類及び申出者が成年被後見人であることを証明する書類（戸籍謄本，登記事項証明書，家庭裁判所の証明書等）について提示が必要</p>
--	--

4 本人確認にかかる留意点

(1) 戸籍謄本や住民票の写しなど本人以外の者でも取得できる書類は、本人であることを確認するに足りる書類には該当しない。

(2) 1, 2, 3の 書類は当然 有効期限内のものである必要がある。また、上記の書類を紛失し、又は更新手続中の場合、何らかの社会保険にも加入していない場合、健康保険の被保険者証が医療機関に保管されており提示できない場合等により、上記の書類を提示できないときは、実施機関が適当と認める次の書類により確認を行う。

- ① 上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類
- ② 実施機関が保有する写真付きの書類等によって確認できるもの

(3) 法定代理人等による請求の場合は、法定代理人等に係る上記の書類のほか、本人が成年被後見人であることを証明する書類及び請求者が成年後見人であることを証明する書類（戸籍謄本，登記事項証明書，家庭裁判所の証明書等）の提出が必要となる。

5 本人確認に係る留意点

(1) 戸籍謄本や住民票の写しなど本人以外の者でも取得できる書類は、本人であることを確認するに足りる書類には該当しない。

(2) 上記1～4に掲げる書類はそれぞれの有効期間内のものである必要がある。また、上記の書類を紛失し、又は更新手続中の場合、何らかの社会保険にも加入していない場合、健康保険の被保険者証が医療機関に保管されている 場合等により、上記の書類を提示することができないときは、実施機関が適当と認める次の書類により確認を行う。

- ① 上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類
- ② 実施機関が保有する写真付きの書類等によって確認することができるもの

様式 2

様式 2

要介護認定等資料提供申出書 (本人・家族用)

年 月 日

(あて先) 広島市長

私は、下記により要介護認定等資料の提供について申し出ます。

申出者	氏名		本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人・ <input type="checkbox"/> 親族 ()
	住所		連絡先	電話番号

被保険者	氏名		被保険者番号	
	生年月日	年 月 日		
	住所			

提供資料	<input type="checkbox"/> 認定調査票 (総合調査・基本調査)	<input type="checkbox"/> 閲覧
	<input type="checkbox"/> 認定調査票 (特記事項)	<input type="checkbox"/> 写しの交付
	<input type="checkbox"/> 判定結果	
	<input type="checkbox"/> 主治医意見書	
	<input type="checkbox"/> 審査会議事要旨 (該当部分に限る。)	

【本人同意欄】 (申出者が本人の場合は記載不要)

私は、広島市が保有する私の上記資料について、申出者に提供することに同意します。

本人氏名	
本人の同意に基づき、本人同意欄に代筆します。	本人との関係
代筆者	

【事務用確認欄】

申出者確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証	担当	保長	課長
	<input type="checkbox"/> 身分証明書			
	<input type="checkbox"/> 旅券			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
関係確認書類	<input type="checkbox"/> 保険証			
	<input type="checkbox"/> 住民票・戸籍簿本			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			

様式第1号 (表)

(様式第1号)

要介護認定等資料提供申出書 (本人・家族用)

年 月 日

(あて先) 広島市長

私は、下記により要介護認定等資料の提供について申し出ます。

申出者	氏名		本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 () <input type="checkbox"/> 成年後見人
	住所		連絡先	電話番号

被保険者	氏名		被保険者番号	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日		
	住所			

提供資料	希望する資料	<input type="checkbox"/> 認定調査票 (総合調査・基本調査・特記事項)
	希望する資料の期間	<input type="checkbox"/> 判定結果 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 広島市介護認定審査会の議事要旨 (本人に係る部分に限る。)
	希望する提供の方法	<input type="checkbox"/> 最新のものと 平成・令和 年 月 認定分 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧
	提供を求める理由 (目的)	<input type="checkbox"/> 要介護・要支援認定の確認 <input type="checkbox"/> その他 ()

私は、広島市が保有する私の上記資料について、申出者に提供することに同意します。

本人同意欄	氏名	(申出者が本人の場合は記載不要)	代筆者	氏名	本人の同意に基づき、本人同意欄に代筆します。	本人との関係

※本人の記載できない場合に、代筆者氏名及び本人との関係を記載してください。

【事務用確認欄】

本人と申出者の関係確認書類	関係	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍簿本 <input type="checkbox"/> その他 ()	成年後見人	<input type="checkbox"/> 登記事項の印書 <input type="checkbox"/> 家庭裁判所の決定書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	申出者の本人確認書類	1点提示	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 (パスポート) <input type="checkbox"/> 個人番号カード (マイナンバー) <input type="checkbox"/> その他の公的な写真付証明書 ()	担当 保長 課長
2点提示		<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他の公的な証明書 ()		
3点提示		()		

様式第1号（裏）

（様式第1号）

1. 私は、提供を受けた資料に存る本人又は親族の情報を広島市要介護認定等資料提供制度編第2条に規定する目的以外には使用しません。
 2. 私は、本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供し、又は親族情報を親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ若しくは提供することはありません。
 3. 私は、本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を複製し、又は複製しません。
 4. 私は、提供を受けた資料を慎重に管理し、紛失、破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処します。
 5. 私は、本人又は広島市から提供を受けた資料の提示又は提供若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。
- （注） 上記の遵守事項に違反した場合、今後の資料提供が受けられなくなる場合があります。

様式1 (表)

様式1

要介護認定等資料提供申出書 (事業者用)

年 月 日

(あて先) 広島市長

私は、下記により要介護認定等資料の提供について申し出ます。

なお、資料の提供を受けた際は、裏面記載の遵守事項を守ります。

申出者	氏名		本人との関係	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者等
	事業者・施設名称			<input type="checkbox"/> 介護保険施設
	住所 (所在地)			<input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者・地域包括支援センター設置者
	連絡先		電話番号	()

被保険者	氏名		被保険者番号	
	生年月日	年 月 日		
	住所			

提供資料	<input type="checkbox"/> 認定調査票 (総合調査・基本調査) <input type="checkbox"/> 認定調査票 (特記事項) <input type="checkbox"/> 判定結果 <input type="checkbox"/> 主治医意見書	<input type="checkbox"/> 簡覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
------	---	---

【本人同意欄】 (委任状があれば記載不要)

私は、広島市が保有する私の上記資料について、申出者に提供することに同意します。

本人氏名	
本人の住所に基づき、本人同意欄に代筆します。	本人との関係
代筆者	

【事務局確認欄】

申出者確認書類	担当	保長	課長
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員証 <input type="checkbox"/> その他 ()			
関係確認書類			
<input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 重要事項説明書 <input type="checkbox"/> その他 ()			

様式第2号 (表)

様式第2号

要介護認定等資料提供申出書 (事業者用)

年 月 日

(あて先) 広島市長

私は、下記により要介護認定等資料の提供について申し出ます。

なお、資料の提供を受けた際は、裏面記載の遵守事項を守ります。

申出者	氏名		本人との関係	<input type="checkbox"/> 指定居宅介護支援事業者
	事業者・施設名称			<input type="checkbox"/> 介護保険施設
	事業者・施設所在地			<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター
	連絡先		電話番号	()

被保険者	氏名		被保険者番号	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日		
	住所			

提供資料	<input type="checkbox"/> 希望する資料 <input type="checkbox"/> 希望する提供の方法 提供を定める理由 (目的)	<input type="checkbox"/> 認定調査票 (総合調査・基本調査・特記事項) <input type="checkbox"/> 判定結果 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 簡覧 <input type="checkbox"/> その他 ()
※ワンサービス計画作成依頼 (受審) 届出書等の提出について ※届出書等の提出ができる場合、契約書又は重要事項説明書は不要です。		<input type="checkbox"/> 提出済み <input type="checkbox"/> 同封提出 <input type="checkbox"/> 未提出 ※施設の場合は記入不要です。

私は、広島市が保有する私の上記資料について、申出者に提供することに同意します。

本人同意欄	氏名		代筆者		本人の同意に基づき、本人同意欄に代筆します。	本人との関係
-------	----	--	-----	--	------------------------	--------

※ 本人が同意できない場合に、代筆者氏名及び本人との関係を記載してください。
 ※ 介護保険等介護認定・認定調査申請書の同意欄又は委任状等において、事業者に対し要介護認定等資料を提供することに同意する本人同意がある場合は不要です。

【事務局確認欄】

申出者確認書類	担当	保長	課長
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員証 <input type="checkbox"/> その他 ()			
申出者が事業者等職員であることを確認するための書類			
<input type="checkbox"/> 事業者が発行した身分証明書 <input type="checkbox"/> 雇用関係証明書 <input type="checkbox"/> 子の給 () <input type="checkbox"/> 契約書			
本人と事業者等の関係確認書類			
<input type="checkbox"/> 重要事項説明書 <input type="checkbox"/> ワンサービス計画作成依頼 (受審) 届出書等 (システムにて確認) <input type="checkbox"/> その他 ()			
本人同意確認			
<input type="checkbox"/> 上記本人同意欄 <input type="checkbox"/> 要介護・介護支援認定申請書 (システムにて確認) <input type="checkbox"/> その他 ()			
主治医の同意			
<input type="checkbox"/> 有 () 無			

様式1 (裏)

- 1 私は、提供を受けた資料に係る本人情報又は親族情報を本人の介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営以外の目的には使用しません。
- 2 私は、本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供し、又は親族情報を親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ若しくは提供することはありません。
- 3 私は、私の従業者又は従業者であった者が、上記に記した行為を行わないよう必要な措置を講じます。
- 4 私は、本人の同意を得ることなく、複写し、又は複製しません。
- 5 私は、提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処します。
- 6 私は、本人との居宅介護支援、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの提供に係る契約関係が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写し、又は複製したものを含む。）を本人に提供するか又は責任を持って廃棄します。
- 7 私は、本人又は広島市から提供資料の提示又は提供若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。

(注) 上記の遵守事項に違反した場合、今後の資料提供が受けられなくなる場合があります。

様式第2号 (裏)

(様式第2号)

遵守事項

- 1 私は、提供を受けた資料に係る本人又は親族の情報を広島市要介護認定申請資料提供制運営要綱第2条に規定する目的以外には使用しません。
- 2 私は、本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供し、又は親族情報を親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ若しくは提供することはありません。
- 3 私は、私の従業者又は従業者であった者が、上記に記した行為を行わないよう必要な措置を講じます。
- 4 私は、本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を複写し、又は複製しません。
- 5 私は、提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処します。
- 6 私は、本人との居宅介護支援、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの提供に係る契約関係が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写し、又は複製したものを含む。）を本人に提供するか又は責任を持って廃棄します。
- 7 私は、本人又は広島市から提供を受けた資料の提示又は提供若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。

(注) 上記の遵守事項に違反した場合、今後の資料提供が受けられなくなる場合があります。